

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	・・・ 2
指定整備事業者等の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社MIC)	・・・ 3

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年11月30日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C25
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和5年11月21日
 - ② 申請者：関東バス株式会社
 - ③ 適用路線：東京都内均一区间全路線
 - ④ 平均改定率：7.38%
 - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	240	9,480	10,340

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社 MIC

代表取締役 増田 信夫

神奈川県横浜市都筑区仲町台一丁目27番20号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

オートキヨスク寒川 車検センター

神奈川県高座郡寒川町一之宮二丁目23番14号

認証番号 第2-5313号

指定番号 関東指第2-2220号

4. 期 日

令和5年12月8日（金）9時30分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和5年11月28日

関東運輸局長

勝山 潔